

**アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール100）に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 令和3年4月28日～令和3年5月27日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>農薬取締法によれば、原則、人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録はできないが、実態上は、『適切な農薬使用のもとであれば、安全係数100で除しているので「被害のおそれはない』』として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されてきている。省令で法の趣旨が損なわれている典型的な事例。</p> <p>承認農薬の成分数だけで1,842種（2021/3/31現在）に上っており、添加物（829種）、畜産物・水産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え（食品で380種、飼料で100種）、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字になる。</p> <p>そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認するに留まっている。</p> <p>複合効果を検証しろと意見を出しても「世界的機関でその必要性はないと言われているし、複合効果の検証方法は確立されていないので、現在検証方法等について検討している段階」という言い訳のみ。</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した動物用医薬品の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。</li> <li>・複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</li> <li>・安全係数については、種間及び個体間の差異を考慮し、100を基本としますが、これは不変のものではなく、毒性の性質、試験データ等を踏まえて設定することとしており、本剤に使用されている有効成分の評価においては、安全係数500を用いています。食品安全委員会は、適切なリスク管理措置が実施されれば、本製剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。</li> <li>・動物用医薬品の承認及び残留基準に関するご意見は、リスク管理に関するものと</li> </ul>

	考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供いたします。
--	-----------------------------------

※頂いたものをそのまま掲載しています。